

各費用回収方式の整理表Ⅰ

	排出時に消費者から費用を回収する方式 (現行方式)	販売時に消費者から費用を回収する方式 (案①:将来充当・個別管理方式)	販売時に消費者から費用を回収する方式 (案②:将来充当・共同管理方式)	販売時に消費者から費用を回収する方式 (案③:当期充当・個別管理方式)	販売時に消費者から費用を回収する方式 (案④:当期充当・共同管理方式)
制度概要	廃家電の廃棄時に、消費者がリサイクル料金を負担。	新製品購入時に、消費者が商品価格に含めてリサイクルコストを負担し、徴収された金額を当該製品の廃棄時まで各企業が管理する。	新製品購入時に、消費者がリサイクル料金を資金管理法人に預託し、当該製品の廃棄時まで資金管理法人が管理する。	新製品購入時に、消費者が同時期に発生する廃家電のリサイクル費用に充てるためのリサイクル料金を商品価格に含めて支払う。回収された料金は各企業が個別管理し、当期のリサイクル費用に充てられる。	新製品購入時に、消費者が同時期に発生する廃家電のリサイクル費用に充てるためのリサイクル料金を資金管理法人に支払う。回収された料金は、共同管理されて、各企業に分配される。
料金支払時期	後払い制度	前払い制度			
充当方式	－	将来充当方式		当期充当方式	
管理方式	個別企業管理方式	個別企業管理方式	共同管理方式	個別企業管理方式	共同管理方式
1. リサイクル費用の回収方式の検討					
(1) 家電リサイクル法ルート以外の排出家電の取扱いとの関係	・「廃棄物」について、家電リサイクル法ルート以外の廃棄物処理業者による処理は減少する可能性あり。 ・製造業者等が回収量を増やすインセンティブがないのではないかと。 ・いずれの費用回収方式であってもリユース・金属資源等有価物として売買される流通への量的な影響は少ないという見方がある一方、前払い方式の方がリユースを含む有価物としての流通が減るという見方もある。				
(2) 消費者の排出行動との関係	・消費者の家電使用年数長期化による排出抑制効果が認められる。 ・消費者への料金還付制度を検討する必要なし。 ・後払い方式であっても、料金が十分に下がれば、家電リサイクル法ルートへの適正な排出は確保されるのではないかと。	・消費者の家電使用年数長期化による排出抑制効果が失われる恐れがあるのではないかと。 ・料金を支払った消費者から製造業者等へ引き渡される確実なルートを確保するために、関係者間の権利義務関係を整理する必要があるのではないかと。 ・料金支払い拒否者のフリーライダー防止策（消費者への支払い義務化や引渡時における料金支払い済みか否かの管理など）を検討する必要があるのではないかと。 ・消費者が排出時に適正な海外リユース等に回した場合の料金還付制度を検討する必要がある。そのため新たに所有者個人情報を含む個品管理システムを構築するには、追加的に多額のシステム構築・運営費用が発生するとともに、その適切な運営は容易でないのではないかと。			・消費者への料金還付制度を検討する必要なし。
(3) 不法投棄との関係	・排出時の料金支払い忌避による不法投棄の可能性が存在するため、自治体を中心とした不法投棄防止への関係者間協力が必要ではないかと ・後払い方式であっても、料金が十分に下がれば、不法投棄は減るのではないかと。	・排出時の料金支払い忌避が不法投棄の要因になっているのであれば、不法投棄の恐れは減少するのではないかと。			－
		・既販品対応として後払い制度を一部残存させた場合、長期間にわたりリサイクル料金の二重払いを消費者に求めることになり、短期的にはむしろ不法投棄増加要因にもなりうるのではないかと。			
	・消費者に対する、適正排出の普及啓発・利便性向上が不十分な場合の不法投棄は発生し続けるのではないかと。				
(4) 支払者と排出者の乖離との関係	・支払者と排出者の乖離による不公平性の問題はほぼ生じない。	・家電使用年数は10年以上と長い、将来排出時点のリサイクルコストは再生資源の市場変動に大きく影響されるため、支払い時点のリサイクル料金に反映させるための予測が困難。そのため、支払者が、適切な金額のリサイクル料金を負担することが保証できない。		・支払者の支払ったリサイクル料金は、他者の排出した他製品に充当されるため、受益と負担が一致せず、「料金」の法的性格は何か、支払者・排出者間の公平性を欠くのではないかと、という課題が生ずる。 ・コスト管理・料金設定を企業別で行う場合、販売台数が減少している製造業者の製品を購入した消費者の支払額が大きくなるという不公平の問題、企業が市場から退出・倒産した場合に費用負担者がいなくなるという問題があるのではないかと。 ・市場から退場しつつある家電のリサイクル費用が高騰したり、販売されなくなった種類の家電のリサイクル費用負担者が存在しなくなる、販売台数・排出台数が予測と異なることに起因する多額の剰余金・不足額の発生の可能性といった課題があるのではないかと。	
(5) 環境配慮設計促進等、企業間競争との関係	・排出時のリサイクル料金額の差に基づく消費者選好を通じた環境配慮設計競争が発生する。	・購入時の価格差に基づく消費者選好を通じた環境配慮設計競争が発生する。	・コスト管理・料金設定を企業別で行うとすると、購入時のリサイクル料金額の差に基づく消費者選好を通じた環境配慮設計競争が発生する。 ・コスト管理・料金設定も共同管理すると、企業間のリサイクル料金競争はまったく発生せず、環境配慮促進効果も弱い。	・購入時の価格差に基づく消費者選好を通じた環境配慮設計競争が発生する。	・コスト管理・料金設定を企業別で行うとすると、購入時のリサイクル料金額の差に基づく消費者選好を通じた環境配慮設計競争が発生する。 ・コスト管理・料金設定も共同管理すると、企業間のリサイクル料金競争はまったく発生せず、環境配慮設計促進効果も弱い。
	・いずれの費用回収方式を採用するとしても、リサイクル義務を製造業者に課したことによる、リサイクルコスト削減インセンティブを通じた環境配慮設計促進効果は発生しうるのではないかと。				
(6) 既販品への対応との関係	・対応可能	・既販品については後払い制度を、長期間（10年以上）残存させざるを得ない。その間場合、消費者に二重払いを求めることになる。			・対応可能
(7) リサイクル料金の管理方法との関係	・企業毎の資金管理。 ・長期間の資金管理が不要。	・製造業者が倒産等した場合の対応が困難ではないかと。消費者に二重払いを求めた場合、公平性の問題が生じる。 ・回収した料金を長期間管理する必要があるため管理コストが発生。また、消費者が支払った料金について引当金・準備金としての損金扱いが認められない場合、課税対象となり、その分リサイクル料金が高くなる。	・回収した料金を適切に管理・分配する資金管理法人が必要。 ・回収した料金を長期間管理する必要があるため管理コストが発生	・製造業者が倒産等した場合の対応が困難ではないかと。消費者に二重払いを求めた場合、公平性の問題が生じる。 ・長期間の資金管理が不要。 ・新規進出企業が進出段階のみで廃業することで、将来のリサイクル義務逃れが可能になる問題が生じるのではないかと。	・回収した料金を適切に管理分配する資金管理法人が必要。
2. 収集運搬費用の前払い方式の検討					
		・上記1. (1)～(7) のリサイクル料金前払い方式と類似の課題が発生。			
		・現行制度の責任分担によると、小売業者が回収したリサイクル料金を管理する必要がある。しかし、小売業者による前払い料金の管理には以下のような課題があるのではないかと。			
		・個々の小売業者が収集運搬料金を管理する上で、消費者が引越した場合や小売業者が倒産した場合など、消費者に二重払いを求めざるを得ない。	・消費者への還付制度も含む公平な資金管理と業者数の多い個々の小売業者への適正な資金分配を行う小売業界による共同管理スキームが必要。	・個々の小売業者が収集運搬料金を管理する上で、消費者が引越した場合や小売業者が倒産した場合など、消費者に二重払いを求めざるを得ない。	・消費者への還付制度も含む公平な資金管理と業者数の多い個々の小売業者への適正な資金分配を行う小売業界による共同管理スキームが必要。